

# 鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月1日（火）第213号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 令和3年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 4
- 令和3年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 4

### 公 告

- 一般競争入札公告 (総務福利課取扱い) 4

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

### 警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第2条第2項に規定する対象手続の告示（※） (警務課取扱い) 8

## 告 示

### 鹿児島県告示第692号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	183.16
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	450.17
川内川下流地区水源かん養保安林	871.82
出水地区水源かん養保安林	613.57
川内川中流地区水源かん養保安林	879.71
別府川～新川地区水源かん養保安林	678.23
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,312.88
肝属川地区水源かん養保安林	752.98
菱田川地区水源かん養保安林	265.55
大淀川上流地区水源かん養保安林	130.91
種子島地区水源かん養保安林	187.24
屋久島地区水源かん養保安林	1,754.24
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,042.81
計	9,123.27

甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.16
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	33.57
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.88
出水地区土砂流出防備保安林	14.91
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	9.15
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	124.68
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.78
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.43
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	88.88
それぞれの島地区土砂流出防備保安林	0.52
計	327.74
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	10.31
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	31.20
出水地区干害防備保安林	58.64
川内川中流地区干害防備保安林	3.58
別府川～新川地区干害防備保安林	6.40
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.33
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	23.42
計	193.72
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.48
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.41
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.79
合 計	9,732.52

## 鹿児島県告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市吹上町永吉宇山衛守9668番1から9668番5まで
- 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第694号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
高橋 祐美	瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358-1	外科	令和3年5月25日
駒柵 宗一郎	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	西之表市西之表7463	脳神経外科	令和3年5月25日
上野 真	恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号	リハビリテーション科	令和3年5月25日
肥後 尚樹	小瀬田みんなの診療所	熊毛郡屋久島町小瀬田849-18	脳神経外科	令和3年5月25日
徳武 茜	恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号	リハビリテーション科	令和3年5月25日
貴島 孝	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	外科	令和3年5月25日

### 鹿児島県告示第695号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 管理の対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

18.2トン

#### 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	3.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）	6.7トン

漁業（下半期）	
---------	--

## 鹿児島県告示第696号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
16.5トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	7.4トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	7.4トン

## 鹿児島県告示第697号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和3年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
令和3年6月1日から同月30日まで
  - (2) 女子  
令和3年6月1日から同月30日まで
- 3 試験期日  
令和3年7月11日
- 4 応募年齢  
令和4年4月1日において18歳以上  
令和4年6月30日において33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬 大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告
-----

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（仮想化基盤システム整備業務） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期限  
入札説明書による。
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を令和3年6月25日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年6月1日から同月11日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
  - (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）
  - (4) 入札書の提出期限  
令和3年7月12日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
  - (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 令和3年7月13日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室
  - (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
ア 交付場所 (2)に同じ。  
イ 交付期限 令和3年6月17日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
免除する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
 (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
 設定しない。
- 11 契約書案の提出  
 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
 鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係  
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
 電話番号 099-286-5191  
 ファックス番号 099-286-5661
- 13 その他  
 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:  
 Computer services and related services(Development of virtual infrastructure system):1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:  
 Specified in the bid explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:  
 Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
 5:00 p.m. 12 July 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
 General Affairs Welfare Division  
 Kagoshima Prefectural Board of Education  
 10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
 TEL 099-286-5191  
 FAX 099-286-5661

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第58号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年6月1日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 中森明菜・歌姫伝説4KD-T J	株式会社大一商会	1P0191
ぱちんこ遊技機	P 新鬼武者H1YZ3	株式会社平和	1P0233
回胴式遊技機	S 楽園追放 FS	株式会社ロデオ	1S0218

## 警察本部告示

## 鹿児島県警察本部告示第3号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程（令和3年鹿児島県警察本部訓令第24号）第2条第2項の規定により，国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定により鹿児島県公安委員会が定める行政手続等に係る申請等について法令の名称及び規定を次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

法 令	規 定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項，第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項